

1. 会合名	「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」(第4回) 議事要旨
2. 日 時	平成26年11月28日(金)午後3時00分～午後4時35分
3. 議 案	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討(タタキ台) 2. 意見交換
4. 主な内容	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討(タタキ台) 前回会合において、事務局で作成することとされた「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討(タタキ台)」について、事務局から説明が行われた。 2. 意見交換 大要以下のような意見交換が行われた。 (以下、□は委員発言、⇒は事務局発言) □ 日証協では対応できないから外部監査で補完して欲しいということなのか、それとも日証協として検証業務への統一を推し進めているということなのか。 ⇒ 近年、証券会社の業務内容も多様化しており、日証協の自主規制の対象外業務を行う会社も増えている。日証協の自主規制は定款で範囲が定められており、全ての業務をカバーできる仕組みではないことを御理解いただきたい。 □ 財務諸表監査を受けつつ、合意された手続業務で分別管理監査を受けるという選択肢を残すべきである。 □ 事務局から、「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討(タタキ台)」が提示されたが、将来的にこれを公表するのであれば、その文言は相当こだわらるべきである。現在のタタキ台であれば、日証協のスタンスや各証券会社の内部管理態勢の構築状況について、誤解を与える可能性がある。また、経過措置を設けるのであれば、その必要性について具体性を持った根拠を示すべきである。 □ 丸大証券の事件で日本投資者保護基金の補償が発動され、当該基金の資産が棄損したことは間違いなく、こうした事態を誰しもが問題視することは当然であり、そのようなことを二度と起こさないような手立てを講じる必要があるということは、共通の認識であると思う。 しかしながら、こうした事態を二度と起こさないための有効な手立てとして、本当に外部監査が有用であるのか疑問である。 □ 外部監査はリスクベースアプローチで行われるため、監査コストが必ずしも高くはないのではないかということであるが、例えば地方の証券会社で、顧客からも高い信頼を得ていて、何も問題のない会社であれば、監査コストは相対

的に圧縮することが出来ると考えてもよいのか。

⇒ 一般的に監査であれば最低限の手続きは一通り行うので、その面において大幅に費用が下がるものではない。逆に、内部管理態勢が出来ていない場合には上振れする可能性が高いということではないかと思う。そこを、内部管理態勢が適切に整備されていけば安くなるという方向で捉えられると、誤解が生じると思う。

□ 会計士として調べなければ安心できないような理由のある会社は、相応の対価を払って監査を受けるものと理解している。特段の問題がなければ監査費用が上乘せされることはないという前提において、規模等に応じた相応のコスト負担になること自体は理解できると思われ、それは、必要なコストとして理解すべきである。規模や業態を問わずに一律の規制を適用することについて否定的な意見もあるが、逆にそれを一律の規制として捉えるのではなく、各社が相応の負担で業界統一的な基準による評価ができる術になると理解するべきではないか。

□ 本ワーキングにおいては、未だトータルコストという観点での検証が十分ではないように感じる。行政の検査や日証協監査は、人手が不足しており十分な監査ができるのかといった懸念が指摘されていたが、地方においては、証券会社と財務局との接触の機会が頻繁に行われている。

□ 世間では日本の証券会社の自主規制は日証協が担っていると認識されているなかで、将来的には日証協の自主規制の守備範囲をより幅広にしていかなければ社会的な信頼性向上は得られないのではないか。中期的な課題なのかもしれないが、是非、前向きに検討してもらいたい。

また、外部監査のコストは、内部管理態勢の整備状況だけで決まるものではない。財務諸表監査を受けた上で、検証業務による分別管理監査を受ける場合には、コストが比較的安くなることがあるということではないかと思われる。したがって、分別管理監査を検証業務に統一するのみでなく、財務諸表監査を義務化することと併せて実施してはどうか。その方が相対的なコストは抑えられるように考える。

経過期間の考え方については、一般論としての理屈は通らないのかもしれないが、地方で長らく堅実に経営してこられた証券会社に一定程度の経過期間を設けるのはやむを得ないとする。時間をかけて話し合いながら、一定の方向性に持っていくことが重要ではないか。

□ 地方の証券会社であるからといって、むやみに特殊性であるとか、地元の顧客に信頼されているからと主張するのはどうかと思う。自社の将来の発展性や新規の顧客獲得といった可能性を狭めている可能性も否定できない。

証券会社の良いところは、大手であっても地方の地場証券であっても、同じ証券会社であるということである。そのためには、受け入れなくてはならない

こともあるのではないかと思います。

- 監査の受検の有無に関わらず、不正は起こり得るものである。監査を受けても不正が完全に防げるものではないといった理由で反対意見があることには違和感を覚える。監査を行うことで経営陣に対する牽制にもなり、積極的に賛成する。

- 検証業務に統一することは、証券業界として当然の取組みであり、積極的に支持したい。

本件は、顧客資産の流用等の抑止という観点もあるが、他方で、投資者保護基金の資産が毀損することにより、健全に経営されている他の会員に多大なる負の影響が及ぶというリスクをどのように抑えていくのかという観点も重要である。そのためには、財務諸表監査に基づく検証業務による分別管理監査が最低限必要な施策であると考えている。

また、経過期間については検証業務に統一したルールをいつ適用するのか、まずは明確にすべきである。この場合、一定の猶予期間が必要になると考える。なお、特例措置を検討してはどうかとの考え方が示されているが、客観的な尺度を明確にしなければならないと考えられ、合理的な理由づけが見出し難いのではないか。

- 経過期間の考え方であるが、地方であることや、経営体制・業務内容が長期間変わっていないことなどを理由として特例扱いすることは、世間一般には理解されないと考える。むしろ、会社は変わらなくても、地域の産業構造や顧客の高齢化、人口減少など、世の中はどんどん変わっていくものである。会社についても経営者の交代、株主構成の変化など、いろいろな変化は避けられないものである。制度は将来を見据えて設計するものでなければならない。外部監査というものは、人間ドックのようなものであり、将来に亘って顧客に信頼される証券会社であり続けるため、コストはかかっても定期的にチェックしてもらうことが当然であるという認識が広がっていくことが必要である。

- 日証協は、日証協の自主規制の対象外の業務を行っている会員に対し、対象外の業務についても監査を行う権限を有しているのか。

⇒ 日証協の自主規制の対象外の業務については、監査を行う権限は有していない。ただ、その業務が証券業務に影響する場合には、当然、監督当局と綿密な情報交換を行い、そういった会社が、金商法の下、業務全体について適切に行っていることが確保されるように、個別のケースに応じて対応するという仕組みになっている。

- 業界の変化であるとか、日証協の力の及ばないところが時代の流れの中で出てきていることが前提としてあることを内容に盛り込んだ方がよいのではないか。

	また、丸大証券の事件について投資家がそれほど騒がなかったのは、分別管理監査の制度がこのような仕組みになっていることを十分に知らされていなかったことがある。分別管理監査の手法に厳格な方法と緩やかな方法が併存していることを投資家はもっと知らされるべきであり、知らされた上で、投資家自らで対応しなければならない。結論としては、より厳格な方法（法令遵守に関する検証業務）で業界統一的に実施していくという方向性を支持したい。 経過期間に関しては、特例を設ける必要はないとも思わないが、設けるためには議論が必要と思われる。 なお、外部監査に否定的な考え方に対しては、逆に、外部監査以外に有効な手段があるのか問いたい。他に考えられる手段として、日証協の監査体制の充実ということになるだろうが、それ自体は望ましいことだとしても、監査人員の増強が不可避であり、それには当然会費の値上がりに伴う。やはり、トラブルを未然に防ぐための他の方法について知恵を絞る必要があり、一般的に有効な方法と考えられるのが外部監査なのではないかと提言されていると考えている。 □ 監査コストは、会計士のこれまでの経験を踏まえた合理的なコストであり、証券会社に対する監査報酬は決して高いわけではなく、一般的な世間相場に落ち着くということを、前提として理解すべきである。 □ 外部監査について、積極的な御意見と、そこまでやる必要はないという御意見に二分化しているという感想である。 また、経過期間については、金商法で外部監査が義務付けられている中で問題が起きてきたという原則論からすれば、なぜ経過措置を設ける必要があるのかということになる。本日の御意見を反映させていただいて、次回、金商法上の自主規制機関として相応しいタタキ台を御提示できればと思う。 なお、これからタタキ台を議論していく中で「これは違う」という部分があれば、その根拠をぜひ御提示いただき、議論を建設的に盛り上げていただければと思う。逆に、資料として不適当なものがあれば、それは資料からは落とすことになるので、そうした趣旨からも御協力いただきたい。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）